

文部科学省

01. 公立学校施設の耐震化等整備事業
02. 学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業
03. へき地児童生徒援助費等補助金
04. 健全育成のための体験活動推進事業（いじめ対策等総合推進事業の一部）
05. イノベーションシステム整備事業（地域イノベーション戦略支援プログラム）
06. 産学官連携による東北発科学技術イノベーション創出プロジェクト地域再生基盤強化交付金
07. 公立中学校武道場の整備
08. 文化財建造物等を活用した地域活性化事業
09. 地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業
10. 地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業
11. 文化遺産を活かした地域活性化事業
12. 地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ

## 文部科学省 1

施策名	公立学校施設の耐震化等整備事業	予算額(百万円)	127,075 (内閣府計上の沖縄分除く)
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条第1項・第12条第1項		
概要	国が果たすべき責務である義務教育をはじめとする教育の機会均等と水準の維持向上を図る観点から、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」に基づき、地方自治体において学校教育の円滑な実施を確保するために行う学校施設整備に要する経費の一部を、国が補助する。		
対象者	交付先：都道府県及び市町村		
対象事業	公立学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であり、また災害発生時には地域住民の応急避難場所となるため、その安全性の確保と防災機能の強化は喫緊の課題である。できる限り早期に非構造部材を含めた耐震化・防災機能強化を図る必要があるため、地方公共団体の行う非構造部材を含めた耐震化・防災機能強化事業を支援していく。 また、安全・安心で豊かな教育環境を確保するため、基本的教育条件整備である教室不足の解消のほか、バリアフリー化、アスベスト対策、老朽化への対応、太陽光発電等の導入、学校統合への対応等についても支援していく。		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新增築事業：原則 1/2 (沖縄県 8. 5/10)</li> <li>○ 改築、補強、大規模改造事業等：原則 1/3 (改築事業は、沖縄県 7. 5/10)</li> <li>○ 地震防災対策特別措置法の嵩上げを受けて実施する改築事業：1/2</li> <li>○ 地震防災対策特別措置法の嵩上げを受けて実施する補強事業：Is値0. 3未満 2/3 Is値0. 3以上 1/2 等</li> </ul>		
変更のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長寿命化改良事業の創設</li> <li>○ 既存施設の改修により行う学校統合のための補助制度の拡充 (※)</li> <li>○ 地域スポーツ施設(社会体育施設)耐震化事業の創設 (※)</li> <li>○ 木の教育環境整備の補助時限の延長</li> </ul> <p>(※) 平成24年度補正予算からの改正内容</p>		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>国庫負担金(新增築事業)を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①負担事業者(国庫負担金の交付受けようとする都道府県又は市町村)が、当該国庫負担金の交付を受けて行おうとする事業について、「国庫負担事業認定申請書」(以下「認定申請書」という)を作成及び文部科学大臣に提出(市町村立の学校に係るものについては、都道府県教育委員会を経由して提出)。</li> <li>②文部科学大臣は認定申請書に基づき審査を行い、国庫負担事業として認定。</li> <li>③負担事業者は、認定申請書についての「国庫負担金交付申請書」(以下「交付申請書」という)を提出。</li> <li>④文部科学大臣は、交付申請書に基づき審査を行い、交付決定を行う。</li> <li>⑤負担事業者は、国庫負担事業が完了したとき又は国の会計年度が終了したときは、「実績報告書」を文部科学大臣(国庫負担事業者が市町村の場合には、都道府県教育委員会)に提出。</li> <li>⑥文部科学大臣(国庫負担事業者が市町村の場合には、都道府県教育委員会)は、実績報告書に基づき審査を行い、額の確定。</li> </ol> <p>学校施設環境改善交付金(改築、補強事業等)を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①地方公共団体は、文部科学省告示として定めた施設整備基本計画に即して、施設整備計画を作成及び文部科学大臣に(市町村にあっては、都道府県教育委員会を経由して)提出。</li> <li>②文部科学大臣は施設整備基本方針・計画に基づき予算の範囲内で事業を採択(内定)。</li> <li>③内定を受けた地方公共団体は「学校施設環境改善交付金交付申請書」を文部科学大臣に提出。</li> <li>④文部科学大臣は、提出された「学校施設環境改善交付金交付申請書」に基づき審査を行い、交付決定を行う。</li> <li>⑤交付対象事業者は、交付対象事業が完了したとき又は国の会計年度が終了したときは、「実績報告書」を文部科学大臣(交付対象事業者が市町村の場合には、都道府県教育委員会)に提出。</li> <li>⑥文部科学大臣(交付対象事業者が市町村の場合には、都道府県教育委員会)は、実績報告書に基づき審査を行い、額の確定。</li> </ol>		
備考	—		
連絡先	文部科学省 大臣官房文教施設企画部 施設助成課	TEL : 03-6734-2000 FAX : 03-6734-3743 URL : <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/taishin/index.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/taishin/index.htm</a>	

## 文部科学省 2

施策名	学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業	予算額(百万円)	4,924の内数
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	教育基本法第13条、社会教育法第5条第15項		
概要	地域住民等の参画による地域の実情に応じた取組を有機的に組み合わせて、①授業等における学習補助や教員の業務補助などの学校支援、②放課後等に子どもたちの安心安全な活動場所を確保し学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する放課後等支援、③親への学習機会の提供や相談対応などの家庭教育支援、④子どもの安全確保のための見守り等、様々な教育支援活動を行う。		
対象者	都道府県、指定都市、中核市（間接補助事業として行う場合は、市町村（特別区を含む））とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができる。		
対象事業	<p>(1) 推進委員会の設置 都道府県・指定都市・中核市においては、域内の教育支援活動等の総合的な在り方の検討を行うための推進委員会を設置。また、域内で実施される教育支援活動等に関わるコーディネーター等の資質向上や情報交換等を図るための研修等を実施。</p> <p>(2) 教育支援活動等の実施 市町村等においては、①域内の教育支援活動等の運営方法等を検討する運営委員会の設置、②教育支援活動等の企画や学校・地域との調整等を行うコーディネーター等の配置、③様々な教育支援活動の実施等を行う。</p> <p>※③教育支援活動の実施・運営について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業の補助、校内の環境整備、学校行事の運営支援など、学校の要望に応じた学校の支援活動（学校支援地域本部）</li> <li>・放課後や週末等において、子どもの活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する放課後等の支援活動（放課後子ども教室）</li> <li>・家庭教育支援チームの組織化等による相談対応、保護者への学習機会や親子参加行事の企画・提供など、家庭教育支援活動（家庭教育支援活動）</li> <li>・登下校時における見守り・巡回等子どもの安全確保のための活動 等</li> </ul>		
支援内容	学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業を市町村（特別区を含む）が実施するための必要な経費のうち、補助金交付の対象として文部科学大臣が認める経費について予算の範囲内で補助金を交付する（補助率：1/3）。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>①都道府県、指定都市、中核市が実施する、学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業の事業内容、経費等を記した交付申請書を提出</p> <p>②予算の範囲内で定率を交付</p>		
備考	—		
連絡先	文部科学省 生涯学習政策局社会教育課 地域・学校支援推進室	TEL : 03-6734-3080 FAX : 03-6734-3718 URL : <a href="http://manabi-mirai.mext.go.jp/">http://manabi-mirai.mext.go.jp/</a>	

### 文部科学省 3

施策名	へき地児童生徒援助費等補助金	予算額(百万円)	1,277
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	へき地教育振興法第3条第4号、第3条第5号、第6条第1号		
概要	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在する公立の小・中学校（へき地学校等）の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じている。		
対象者	都道府県・市町村		
対象事業	<p>①スクールバス・ボート等購入費 へき地学校、学校統合等の通学条件の改善を図るためにスクールバス・ボートを購入する都道府県並びに市町村に対する補助</p> <p>②寄宿舎居住費 寄宿舎に入居した児童・生徒の保護者が支弁することとなる寄宿舎居住に要する食費・日用品費及び寝具費の徴収を免除する都道府県並びに市町村に対する補助</p> <p>③高度へき地修学旅行費 高度へき地学校（3級～5級）の児童・生徒が参加する修学旅行に要する経費のうち、交通費、宿泊費を負担する都道府県並びに市町村に対する補助</p> <p>④遠距離通学費 学校統合により遠距離通学となる児童・生徒（児童4km以上（豪雪地帯2km以上）、生徒6km以上（豪雪地帯3km以上））の通学に要する交通費を負担する市町村に対する補助。また、激甚災害により通学が困難となった児童・生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県及び市町村に対する補助</p> <p>⑤離島高校生修学支援費 高校未設置離島の高校生を対象に、通学費、居住費等に要する経費を支援する都道府県及び市町村に対する補助</p> <p>⑥保健管理費 へき地学校における児童生徒の保健管理の適正な実施並びに学校環境衛生の維持改善を図るため、地方公共団体が健康診断等を行うため医師、歯科医師及び薬剤師の派遣、心電図検診の実施を円滑に行うために必要な経費に対する補助</p>		
支援内容	補助率 1/2 （但し、高度へき地修学旅行費については、2/3（財政力指数0.4未満）、保健管理費における心臓検診事業については、1/3）		
変更のポイント			
支援手続スケジュール (予定でも可)	平成25年4月中旬 平成25年5月下旬 平成25年7月下旬 平成25年8月中旬 平成25年9月上旬 平成25年10月上旬 平成25年11月下旬 平成26年1月中旬  平成26年2月上旬 平成26年3月上旬	文部科学省が都道府県に対し事業計画書の提出を依頼 都道府県が文部科学省に対し事業計画書を提出 文部科学省が都道府県に対し交付内定及び交付申請書の提出を依頼 都道府県が文部科学省に対し交付申請書を提出 文部科学省が都道府県に対し交付決定 文部科学省が都道府県に対し事業状況報告書の提出を依頼 都道府県が文部科学省に対し事業状況報告書を提出 文部科学省が都道府県に対し変更・追加交付内定及び追加交付申請書の提出を依頼 都道府県が文部科学省に対し変更・追加交付申請書を提出 文部科学省が都道府県に対し変更・追加交付決定	
備考	—		
連絡先	文部科学省 初等中等教育局 財務課庶務・助成係	TEL : 03-6734-2027 FAX : 03-6734-2566 URL :	

## 文部科学省 4

施策名	健全育成のための体験活動推進事業（いじめ対策等総合推進事業の一部）	予算額(百万円)	4,764の内数
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	学校教育法第31条		
概要	いじめの未然防止を図るため、児童生徒の健全育成を目的とした様々な体験活動の取組を支援する。		
対象者	交付先：都道府県、市区町村		
対象事業	<p>○宿泊体験事業 いじめの未然防止を図るため、児童生徒の健全育成を目的として、小学校・中学校・高等学校が実施する2泊3日以上宿泊体験を通じた体験活動を実施する事業</p> <p>○体験活動推進協議会 各都道府県、市区町村において、地域の実態等を踏まえ、体験活動を円滑に実施するために、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果についての議論、好事例の収集、学校への情報提供、取組の普及等を行う体験活動推進協議会を設置・運営する事業</p>		
支援内容	上記対象事業について、都道府県、市区町村が実施する事業に対して補助する（補助率1/3）。		
変更のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの未然防止の観点から、「いじめ対策等総合推進事業」の一環として、児童生徒の健全育成を図るための様々な創意工夫のある体験活動に対して補助を行うこととした。</li> <li>・支援対象を都道府県、指定都市、中核市から、都道府県、市区町村とした。</li> <li>・要件を、小学校が実施する3泊4日以上宿泊体験から、小・中・高等学校が実施する2泊3日以上宿泊体験とした。</li> </ul>		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>補助を受ける手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①都道府県、市区町村が、事業計画書を作成し文部科学省へ提出。</li> <li>②文部科学省が事業計画書を審査し、事業を実施する都道府県、市区町村へ内定を通知。</li> <li>③事業を実施する都道府県、市区町村が補助金交付申請書を文部科学省に提出。</li> <li>④文部科学省が補助金交付申請書を審査し、補助金の交付を決定。</li> <li>⑤文部科学省が事業を実施する都道府県、市区町村に補助金を交付。</li> </ol>		
備考	—		
連絡先	文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課 生徒指導室	TEL : 03-6734-3299 FAX : 03-6734-3735 URL : —	

## 文部科学省 5

施策名	イノベーションシステム整備事業 (地域イノベーション戦略支援プログラム)	予算額(百万円)	16,221百万円の内数 (復興特別会計に別途1,505百万円計上)
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	地域イノベーション創出に向けた主体的かつ優れた構想に対して、関係府省の施策を総動員するシステムを構築し、文部科学省では、大学等研究機関の地域貢献機能の強化など、地域独自の取り組みで不足している部分を支援する。		
対象者	大学等研究機関、公益財団法人等		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇地域の戦略の中核を担う研究者の集積 地域戦略の実現に貢献できる研究者を、国内外問わず当該地域以外から招へい</li> <li>◇地域の戦略実現のための人材育成プログラムの開発 地域の戦略実現に向けた取組を持続的なものとするため、地域で活躍し、地域活性化に貢献しうる人材の育成に資するプログラム開発</li> <li>◇大学等の知のネットワーク構築 地域の大学等研究機関におけるコンソーシアム等の知のネットワークを構築し、地域の企業等との連携を図る「地域連携コーディネータ」の配置等に係る経費を支援</li> <li>◇地域の研究機関等での設備共用化 大学等研究機関の研究設備・機器等を中小企業等が活用するための、技術相談・技術指導等を行う技術支援スタッフの配置に係る経費を支援</li> </ul>		
支援内容	200百万円までの範囲で人件費を中心に支援		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	平成25年3月まで 地域イノベーション戦略の公募 平成25年7月1日(予定) 選定・採択結果の公表 平成25年8月1日(予定) 交付決定、事業開始		
備考	—		
連絡先	文部科学省 科学技術・学術政策局 産業連携・地域支援課	TEL : 03-6734-4194 FAX : 03-6734-4172 URL : <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/chiiki/program/">http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/chiiki/program/</a>	

## 文部科学省 6

施策名	産学官連携による東北発科学技術イノベーション創出プロジェクト	予算額(百万円)	3,308 <small>(全て復興特別会計。 ※「地域イノベーション戦略支援プログラム」の一部も含めて一体的に実施するため一部重複)</small>
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	<p>被災地自治体主導の地域の強みを生かした科学技術駆動型の地域発展モデルに対する支援を行うとともに、東北地方の総合経済団体である東北経済連合会と連携のもと、目利き人材活用による被災地産学共同研究支援等を総合的に実施、被災地域の産業界が望む課題の解決に資する基礎研究への支援を実施することで、大学等の革新的技術シーズを被災地企業において実用化し、被災地復興に貢献する。</p> <p>①地域イノベーション戦略支援プログラム（東日本大震災復興支援型） ※本プログラムについては「地域イノベーション戦略支援プログラム」に記載しているため以下省略</p> <p>②復興促進プログラム（マッチング促進） ③復興促進プログラム（産学共創）</p>		
対象者	<p>②産学共同研究を実施する大学等（国公立大学、高等専門学校、国立試験研究機関、公設試験研究機関、研究開発を行っている特殊法人、独立行政法人、公益法人等（非課税の法人に限る））及び企業</p> <p>③大学等の研究者</p>		
対象事業	<p>②科学技術振興機構（JST）マッチングプランナーが産学官連携支援機関の協力のもとに、被災地域の企業のニーズを発掘し、これを解決できる被災地域を始めとした大学等の技術シーズとマッチングし、産学共同研究を支援する。</p> <p>③被災地域の産業界に共通する技術的課題（技術テーマ）の解決に資する基盤研究に対する研究資金の支援や産学共創の場を開催し、産学の対話を通じて技術テーマの解決を加速する。</p>		
支援内容	<p>②200万円～2,000万円／年の範囲で研究開発費を支援（1～2年間）。</p> <p>③最大3,000万円／年の範囲で研究開発費を支援（2～3年間）。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>②平成25年6月公募予定</p> <p>③平成24年度までに実施している課題について引き続き支援（新規公募なし）</p>		
備考	—		
連絡先	文部科学省 科学技術・学術政策局 産業連携・地域支援課	03-6734-4023 03-6734-4172 <a href="http://www.ist.go.jp/fukkou/">http://www.ist.go.jp/fukkou/</a>	



## 文部科学省 7

施策名	公立中学校武道場の整備	予算額(百万円)	79,675の内数※ (※うち復興特別会計40,198) ※内閣府計上の沖縄県分除く
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第1項		
概要	平成24年度から中学校で必修となった武道を安全かつ円滑に実施できるよう、公立中学校武道場の整備促進を図る。		
対象者	交付先：都道府県及び市区町村		
対象事業	○公立中学校武道場新築事業 ・補助対象面積 柔道場、相撲場 : 250㎡ 剣道場、なぎなた場 : 300㎡ 柔剣道場 : 450㎡		
支援内容	学校施設環境改善交付金において、原則、対象経費の1/2を補助		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	学校施設環境改善交付金を受ける手順は、以下のとおり。 ① 地方公共団体は、文部科学省告示として定めた施設整備基本計画に即して、施設整備計画を作成及び文部科学大臣に（市町村立の学校に係るものについては、都道府県教育委員会を経由して）提出。 ② 文部科学大臣は施設整備基本方針・計画に基づき予算の範囲内で事業を採択（内定）。 ③ 内定を受けた地方公共団体は「学校施設環境改善交付金交付申請書」を文部科学大臣に提出。 ④ 文部科学大臣は、提出された「学校施設環境改善交付金交付申請書」に基づき審査を行い、交付決定を行う。 ⑤ 交付対象事業者は、交付対象事業が完了したとき又は国の会計年度が終了したときは、「実績報告書」を文部科学大臣（交付対象事業者が市町村の場合には、都道府県教育委員会）に提出。 ⑥ 文部科学大臣は、実績報告書に基づき審査を行い、額の確定。		
備考	—		
連絡先	文部科学省	03-6734-2672	
	スポーツ・青少年局	03-6734-3790	
	スポーツ・青少年企画課		

## 文部科学省 8

施策名	文化財建造物等を活用した地域活性化事業	予算額(百万円)	1,700
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等			
概要	「文化遺産地域活性化推進事業実施計画書」に基づき行われる重要文化財建造物、登録有形文化財建造物又は重要伝統的建造物群保存地区の公開活用を推進する事業等に必要な経費について、国が補助を行う。		
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要文化財の所有者又は文化財保護法第32条の2若しくは法第172条の規定により重要文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人</li> <li>・登録有形文化財の所有者のうち地方公共団体若しくは文化庁長官が適当と認めるその他の法人又は法第60条第3項で規定する登録有形文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人</li> <li>・重要伝統的建造物群保存地区が所在する市町村</li> </ul>		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要文化財建造物の公開活用事業</li> <li>・登録有形文化財建造物の公開活用事業</li> <li>・重要伝統的建造物群保存地区の公開活用事業      など</li> </ul>		
支援内容	原則補助対象経費の50%		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化庁が都道府県・市町村(含特別区)より域内の文化遺産を活用した地域活性化を推進する特色ある総合的な取組に関する計画及び計画に基づく補助事業を募集</li> <li>・都道府県・市町村(含特別区)が域内の文化遺産を活用した地域活性化を推進する特色ある総合的な取組に関する計画を策定し、計画に基づく補助事業の交付申請とともに文化庁に提出</li> <li>・外部有識者で構成される審査委員会による審査を経て、文化庁長官が採択を決定</li> </ul> <p>【備考】 追加募集を予定(手続きは上記に準ずる)</p>		
備考	—		
連絡先	文部科学省(文化庁) 文化財部参事官(建造物担当) 付	TEL : 03-6734-2792 FAX : 03-6734-3823 URL : <a href="http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shinko_kasseika/index.html">http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shinko_kasseika/index.html</a>	

## 文部科学省 9

施策名	地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業	予算額(百万円)	3,200
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等			
概要	<p>「文化遺産地域活性化推進事業実施計画書」に基づき行われる史跡、名勝、天然記念物（以下「史跡等」という。）や埋蔵文化財などの地域の中核となる「たから」を活かした地域の振興・活性化を図るため、「公開活用」や「安心・安全」の要素を総合的に組み合わせた魅力ある地域づくりを支援する。</p>		
対象者	<p>史跡等の所有者又は文化財保護法（昭和25年法律第214号）第113条若しくは同法第172条の規定により史跡等の管理を行うべきものとして指定された管理団体及び地方公共団体その他の法人</p>		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡等の総合的な公開活用のための整備に係る事業</li> <li>・ 埋蔵文化財の公開及び整理・収蔵等を行なうために必要な設備整備に係る事業</li> <li>・ 史跡等及び埋蔵文化財の普及・啓発に係る事業</li> </ul>		
支援内容	<p>原則補助対象経費の50%</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化庁が都道府県・市町村（含特別区）より域内の文化遺産を活用した地域活性化を推進する特色ある総合的な取組に関する計画及び計画に基づく補助事業を募集</li> <li>・ 都道府県・市町村（含特別区）が域内の文化遺産を活用した地域活性化を推進する特色ある総合的な取組に関する計画を策定し、計画に基づく補助事業の交付申請とともに文化庁に提出</li> <li>・ 外部有識者で構成される審査委員会による審査を経て、文化庁長官が採択を決定</li> </ul> <p>【備考】 追加募集を予定（手続きは上記に準ずる）</p>		
備考	—		
連絡先	文部科学省（文化庁） 文化財部記念物課	TEL：03-6734-2876 FAX：03-6734-3822 URL： <a href="http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shinko_kasseika/index.html">http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shinko_kasseika/index.html</a>	

## 文部科学省 10

施策名	地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業	予算額(百万円)	1,010
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等			
概要	地域との共働の下、海外の美術館・歴史博物館との交流、外国人利用のための環境整備、学校と連携した地域文化の担い手の育成等を図る取組など、美術館・歴史博物館が有する多面的な可能性を生かした事業の展開を支援する。		
対象者	構成員に美術館、歴史博物館又は美術系若しくは歴史系の部門を有する総合博物館（博物館法に基づく登録博物館若しくは同法に基づく博物館相当施設、又は文化財保護法に基づく公開承認施設に限る。）を含む実行委員会		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域とともにある美術館・歴史博物館 <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域との共働による地域文化活動</li> <li>②地域へのアウトリーチ活動</li> <li>③ボランティア交流 等</li> </ul> </li> <li>(2) 地域のグローバル化拠点としての美術館・歴史博物館 <ul style="list-style-type: none"> <li>①外国人利用のための環境整備</li> <li>②国際会議の招致・開催</li> <li>③海外の美術館・歴史博物館との交流 等</li> </ul> </li> <li>(3) 人材育成に貢献する美術館・歴史博物館 <ul style="list-style-type: none"> <li>①大学と連携した世界で活躍する文化人材育成プログラムの開発</li> <li>②社会人のための学習講座の実施</li> <li>③学校と連携した地域文化の担い手の育成 等</li> </ul> </li> <li>(4) 新たな機能を創造する美術館・歴史博物館 <ul style="list-style-type: none"> <li>①他分野との連携・融合による活動</li> <li>②文化財の新たな保存管理の手法の開発</li> <li>③日本文化・地域文化の海外への発信 等</li> </ul> </li> </ul>		
支援内容	予算の範囲内において定額を補助		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①補助金の交付を希望する対象者が申請書を文化庁に提出。</li> <li>②有識者による会議を開催し、当該会議の意見を聴取した上で文化庁で交付決定を行う。</li> </ul>		
備考	—		
連絡先	文部科学省（文化庁） 文化財部美術学芸課 美術館・歴史博物館室	TEL : 03-6734-2834 FAX : 03-6734-3821 URL : <a href="http://www.bunka.go.jp/biutsukan_hakubutsukan/shien/kvoudou/index.html">http://www.bunka.go.jp/biutsukan_hakubutsukan/shien/kvoudou/index.html</a>	

## 文部科学省 1 1

施策名	文化遺産を活かした地域活性化事業	予算額(百万円)	3,384
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	地域の多様で豊かな文化遺産を活用した伝統行事・伝統芸能の公開、後継者養成、古典に親しむ活動への支援や、子どもたちが親とともに地域の伝統文化に触れる体験事業など、特色ある総合的な取組を支援することで、文化振興とともに地域活性化を推進する。		
対象者	地方公共団体が策定する事業計画に基づく取組を実施する実行委員会等		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報発信、人材育成事業（ホームページ作成、パンフレット作成等）</li> <li>・ 普及啓発事業（シンポジウム開催、芸能鑑賞会開催等）</li> <li>・ 継承事業（伝統行事・伝統芸能等の後継者育成等）</li> <li>・ 記録作成、調査研究事業（映像記録等の製作、域内文化財の悉皆調査等）</li> <li>・ 伝統文化親子体験教室（地域に伝わる伝統芸能、伝統行事などを子ども達が親とともに体験できる教室） など</li> </ul>		
支援内容	予算の範囲内で定額を補助		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化庁が都道府県・市町村（含特別区）より域内の文化遺産を活用した地域活性化を推進する特色ある総合的な取組に関する計画及び計画に基づく補助事業を募集</li> <li>・ 都道府県・市町村（含特別区）が域内の文化遺産を活用した地域活性化を推進する特色ある総合的な取組に関する計画を策定し、計画に基づく補助事業の交付申請とともに文化庁に提出</li> <li>・ 外部有識者で構成される審査委員会による審査を経て、文化庁長官が採択を決定</li> </ul>		
備考	—		
連絡先	文部科学省（文化庁） 文化財部伝統文化課	TEL : 03-6734-4786 FAX : 03-6734-3820 URL : <a href="http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shinko_kasseika/index.html">http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shinko_kasseika/index.html</a>	

## 文部科学省 1 2

施策名	地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ	予算額(百万円)	2,936
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	—		
概要	地方公共団体が企画する優れた文化芸術の創造発信事業を積極的に支援し、文化芸術活動等を活発化させ、地域文化の再生やコミュニティの再構築、ひいては、地域の活性化を促すことを目的とする。		
対象者	・地方公共団体		
対象事業	<p>舞台芸術（音楽、演劇、舞踊等）、美術、メディア芸術などを中心とした地域振興のための事業を対象とする。事業の区分と取組例は以下のとおり。</p> <p>(1) 文化芸術創造発信事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来、我が国を代表するような音楽祭や演劇祭の開催</li> <li>・国際的な絵画や写真コンテストによる地域の再興事業</li> <li>・オーケストラや劇団によるセミナーやワークショップ開催による人材育成事業</li> </ul> <p>(2) メディア芸術地域活性化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マンガ、アニメに関する総合的（人材育成、国際交流、調査研究、保存、普及）な取組</li> </ul> <p>(3) 新国立劇場を活用した現代舞台芸術の普及事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域において、新国立劇場が制作する公演による舞台芸術鑑賞事業</li> <li>・新国立劇場において、地域のプロの芸術団体の公演事業</li> </ul> <p>(4) 高校生優秀文化団体国際大会派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生主体の文化団体、高等学校のサークルが海外の国際コンクール等に参加する派遣事業</li> </ul> <p>(5) 文化芸術による「心の復興」事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地の県及び市町村が企画する舞台芸術の鑑賞等を通じた「心の復興」を図る事業</li> <li>・被災地においてバレエ公演やオーケストラ・コンサートの開催</li> </ul> <p>(6) 大学を活用した地域芸術文化振興事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での教員、学生、卒業生等によるオペラ公演やオーケストラ・コンサートの開催、美術展等</li> </ul>		
支援内容	補助対象経費の1/2以内を補助する。		
変更のポイント	新たな事業区分として、大学と地域が連携する事業への補助を追加。		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>補助を受ける手順は以下のとおり。</p> <p>①地方公共団体が実施計画書を作成し、文化庁へ提出。</p> <p>②外部有識者による審査を経て、文化庁が事業の採択・不採択を決定し、地方公共団体へ内定を通知。</p> <p>③採択の内定を受けた地方公共団体が補助金交付申請書を文化庁へ提出。</p> <p>④文化庁が補助金交付申請書を審査し、補助金の交付を決定。</p> <p>⑤事業実施後、地方公共団体が実施報告書を文化庁へ提出。</p> <p>⑥文化庁が実施報告書を審査し、額の確定。</p>		
備考	—		
連絡先	<p>文化庁芸術文化課 TEL : 03-6734-2835</p> <p>文化活動振興室イニシアチブ担当 FAX : 03-6734-3816</p> <p>URL : <a href="http://www.bunka.go.jp/geijutsu_bunka/02bunka_geijutsu/h25_index.html">http://www.bunka.go.jp/geijutsu_bunka/02bunka_geijutsu/h25_index.html</a></p>		